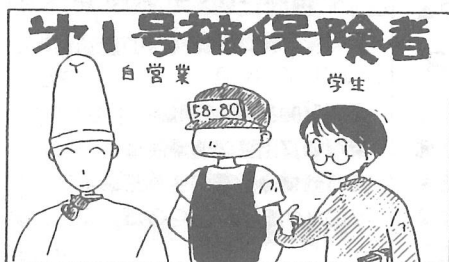


結婚退職した 妻の年金加入は？

国民年金の加入者は3種類



まず、ご主人の会社で扶養に入る手続きをしてから、あなたとご主人の年金手帳、健康保険証、印鑑をお持ちのうえ、役場年金係に第3号被保険者の届け出をしてください。なお、保険料はご主人の加入している年金制度がまとめて負担しますが、あなたの分としてご主人の給料から多く引かれることはありません。

サラリーマン（第2号被保険者）に扶養されている配偶者は、届け出により国民年金の第3号被保険者になりますが、この届け出が遅れた場合は、2年前までしかさかのぼることができませんでした。

しかし、平成6年の年金法改正により、今まで届け出をしなかったり遅れて届け出したことが原因で、第3号被保険者になれなかった期間も新たに届け出をすれば特例的に認められることになりました。（特例期間は平成7年4月から平成9年3月までの2年間）

A あなたは今まで国民年金の第2号被保険者（サラリーマン）でしたが、会社を退職し、ご主人の扶養に入ることによって、国民年金の第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）になります。

Q 私は結婚のため、今まで勤めていた会社を退職し、今月から厚生年金に加入している夫の扶養になる予定です。サラリーマンの妻も国民年金に加入するのですが、どのような届けが必要なのでしょう。



「国民年金の第3号被保険者」の届け出を忘れていたみなさんへ！

